

# 下妻市分別収集計画

平成 28 年 6 月 10 日

## 1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには市民、事業者、行政が、それぞれの立場で自らの役割を認識するとともに、一致協力して取り組みを進めていくことが重要である。

第 5 次下妻市総合計画においては、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち」下妻の実現を目指し、具体的な施策の大綱を 6 項目によって構成しており、廃棄物（ごみ処理）については「豊かな自然に囲まれた生活環境都市を目指して」として位置づけられ、ごみの減量化と再資源化（リサイクル）を推進している。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第 8 条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の円滑な推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたって基本的方針を以下に示す。

容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の構築  
廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全  
市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減、再資源化の促進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	3,926 t	3,897 t	3,868 t	3,839 t	3,809 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、資源回収団体等のリサイクルの取組やごみ処理施設の見学会等の機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、処理経費の増加等のごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を呼びかける。

買い物袋持参運動の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の推進・啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用の合理化を行う。

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、下妻市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶

主として ガラス製の 容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他の色のガラス製容器</li> </ul>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料または醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

印の2項目（紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、白色トレイ、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装）については、平成32年度を目処に分別収集を実施する。

**8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）**

（単位 t）

	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
主としてスチール製の容器	69		69		68		68		67	
主としてアルミ製の容器	30		29		29		29		29	
無色のガラス製容器	（合計） 84		（合計） 84		（合計） 83		（合計） 83		（合計） 82	
	（引渡） 0	（独自処理） 84	（引渡） 0	（独自処理） 84	（引渡） 0	（独自処理） 83	（引渡） 0	（独自処理） 83	（引渡） 0	（独自処理） 82
茶色のガラス製容器	（合計） 139		（合計） 138		（合計） 137		（合計） 136		（合計） 135	
	（引渡） 0	（独自処理） 139	（引渡） 0	（独自処理） 138	（引渡） 0	（独自処理） 137	（引渡） 0	（独自処理） 136	（引渡） 0	（独自処理） 135
その他の色のガラス製容器	（合計） 55		（合計） 55		（合計） 54		（合計） 54		（合計） 53	
	（引渡） 55	（独自処理） 0	（引渡） 55	（独自処理） 0	（引渡） 54	（独自処理） 0	（引渡） 54	（独自処理） 0	（引渡） 53	（独自処理） 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2		2		2		2		2	

	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度	
主として段ボール製の容器	98		97		97		96		95	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 30		(合計) 30	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 30	(引渡) 0	(独自処理) 30
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって、飲料または醤油等を充てんするためのもの	(合計) 123		(合計) 122		(合計) 121		(合計) 120		(合計) 119	
	(引渡) 0	(独自処理) 123	(引渡) 0	(独自処理) 122	(引渡) 0	(独自処理) 121	(引渡) 0	(独自処理) 120	(引渡) 0	(独自処理) 119
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 47		(合計) 47	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 47	(独自処理) 0	(引渡) 47	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量の算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

= 直近年度の分別適合基準物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、平成23年から平成27年までの5年間の常住人口(10月1日現在)から相関関数を求め、各年度の計画予想人口を勘案し、次の通り設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
42,593 人 (対前年度比) 99.26%	42,279 人 (対前年度比) 99.26%	41,966 人 (対前年度比) 99.26%	41,653 人 (対前年度比) 99.25%	41,341 人 (対前年度比) 99.25%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会や市民団体等による集団回収が進んでいる飲料用紙製パックについては、引き続きこれらの団体が実施することとする。

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

当面、ペットボトルについては、下妻市リサイクルセンターで選別、圧縮・保管するが、飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、白色トレイ、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装の分別収集実施を見据え、平成32年度を目処にリサイクルセンターの設備の拡充について検討する。

## 12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

分別収集が実行あるものにするため、次の取り組みを進める。

### ごみ減量推進員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効果的に行うため、ごみ減量推進員を各自治区に1名程度の配置をしているが、研修等により排出指導の徹底を図る。

#### 主な任務

- ・分別収集のための地域啓発に関すること
- ・ごみ排出及び資源物ステーションの管理に関すること
- ・ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること

### 集団回収の促進

子供会や市民団体等による集団回収を促進するため、資源回収団体への支援と報奨金の交付を行う。

### 事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。